



捕手及び球審用ヘルメットのSG基準
(公開用)

捕手及び球審用ヘルメットの専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

	氏 名	所 属
部会長	米山 聡	青山学院大学
委 員	青野 悠貴	Rawlings Sporting Goods Co., Inc.
	亀山 渉	一般社団法人日本スポーツ用品工業協会
	高橋 大地	一般財団法人全日本野球協会
	辻 泰彦	一般財団法人日本車両検査協会
	土赤 光宏	日本スポーツ用品協同組合連合会
	時枝 健一	ゼットクリエイト株式会社
	中田 五	アメアスポーツ ジャパン株式会社
	久下 知宏	公益財団法人日本ソフトボール協会
	古谷 純一	公益財団法人日本高等学校野球連盟
	松井 尊嗣	株式会社エスエスケイ
	南裏 智	ミズノ株式会社
	吉岡 大輔	公益財団法人全日本軟式野球連盟
オブザーバー	経済産業省産大臣官房 産業保安・安全グループ	製品安全課
	経済産業省製造産業局生活製品課	

捕手及び球審用ヘルメットのSG基準

1. 基準の目的

この基準は、使用者の安全を確保するため、捕手及び球審用ヘルメットの安全性品質と、使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、野球及びソフトボールの捕手又は球審が、競技又は練習中において、打者の振りきったバットにより加わる衝撃から頭部を保護するために着用する捕手及び球審向けのヘルメット（以下「ヘルメット」という。）について適用する。

（注）ここでいう野球とは、硬式野球、準硬式野球及び軟式野球を含む。

3. 種類

ヘルメットの種類は次のとおりとする。

- A種 マスクを併用するが、スナップ等で固定する形式ではなく、前頭部を覆う構造のヘルメットをいう。
- B種 マスクをスナップ等でヘルメットに固定して使用するヘルメットであり、ヘルメット自体は前頭部を完全に覆わない構造のものをいう。

4. 安全性品質

ヘルメットの安全性品質は次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観・構造及び寸法	1. ヘルメットの外観、構造及び寸法は次のとおりとする。 (1) 各部には、人体に傷害を与えたり、性能を損なうおそれのある傷、割れ、ひび、まくれ、はく離等の欠損がないこと。 (2) 帽体の表面は滑らかであり、縁は丸みを持っていること。 (3) 帽体に固定されたスナップ及びその他の堅い突起物は、帽体外表面から0mm 以上突き出していないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(4) 帽体内表面には、着用者の頭部を傷つけるおそれのある堅い突出物がないこと。 (5) 着用者の頭部によくなじむ構造であり、脱げやすい構造ではないこと。 (6) B種にあつては、マスクを確実に固定できる構造であること。 (7) 左右、上下の視野は十分確保されている構造であること。 (8) 帽体は正常な状態で着用したとき、頭部を十分覆う構造であること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(9) イヤーフラップを有しているものにあっては、著しく聴力を損ねない構造であること。 (10) 通気性に考慮していること。 (11) 内装体（帽体内面	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 耐衝撃性	に貼付又は取り付けられているサイドクッション等)は、帽体に確実に取り付けられていること。 (12) 帽体の剛性を損なうような厚さの不均一部や偏肉がないこと。 2. ヘルメットは衝撃試験を行ったとき、0m/s^2以上の衝撃加速度を生じず、かつ、人体を傷つけるおそれのある破片が生じないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
3. 材料	3. ヘルメットの材料は次のとおりとする。 (1) 内装体及び着装体(帽体及び内装体以外のものを総称するという。)は、着用者の汗等により変質しない材料で作られていること。 (2) 耐しよく性材料以外の金属材料では、防せい処理が施されていること。	

5. 表示及び取扱説明書

ヘルメットの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表 示	1. 製品には容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。 (1) 捕手用又は球審用ヘルメットである旨。	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
2. 取扱説明書	(2) 大きさ（ヘルメットのサイズ） (3) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。 (4) 製造年月若しくは輸入年月、又はその略号 2. 製品には次に示す趣旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。 ただし、以下の各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるもの、の製品に該当しない事項は省略してもよい。 また、(1)は取扱説明書の表紙の見やすい箇所に示し、(2)、(3)、(4)については安全警告認識（△）等を併記するなどしてより認識しやすいものであること。 (1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。 (2) 頭によくあったヘルメットを正常に着用すること。 (3) 使用する前には必ずヘルメットの各部に異状がないことを確認すること。 (4) 大きな衝撃を受けたヘルメットは使用しないこと。 (5) ヘルメットは傷害の程度を軽減するものであって、全ての傷害を防ぐことはできないこと。 (6) ヘルメットの手入れに用いる洗剤、消毒剤、溶剤等を明示すること。 (7) プロ野球の選手が使用した場合には、SG マーク制度の補償制度の対象とならないこと。 (8) 製造業者、輸入業者又は販売業者等の名称及び電話番号。	